



紅葉

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月2日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月2日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 12月2日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

地方税共通納税システム 複数の地方公共団体や金融機関の窓口へ出向かずに、自宅や職場のパソコンから一括して個人住民税(特別徴収分・退職所得分)、法人住民税、法人事業税などの納税ができるシステム。土日祝日等を除き8時30分～24時まで利用でき、インターネットバンキングやダイレクト納付などにより納税します。

回収不能な債権の貸倒れ処理

「債権回収」とは、簡単にいうと、支払ってくれないお金や商品代金を債権者が債務者から回収すること（支払ってもらう）をいいます。

商品を販売したりサービスを提供した場合やお金を貸した場合には、商品やサービスの対価を支払ってもらう権利や、貸したお金を返してもらう権利を持っており、逆に商品やサービスの提供を受けた人やお金を借りた人は、商品やサービスの代金を支払う義務、またはお金を返す義務があります。

このように、商品やサービスの代金を支払ってもらう権利やお金を返してもらう権利がある人のことを「債権者」といい、逆に、商品やサービスの代金を支払う義務やお金を返す義務がある人のことを「債務者」といいます。債権者としては、債務

者からお金を支払ってもらうことが通常ですが、会社を経営していく上では債務者が支払ってくれない場面で問題になることも多々あります。

債権回収の方法は多種多様ですが、実際に債権を回収するためにはまずは、時効に注意しなければいけません。債権の種類によって、債権の有効期間が異なり、主な債権の種類における時効期間は、下表のとおりとなります。

なお、民法（債権法）の改正により、時効期間は、令和二年四月から主に次のように見直されます。

- ① 債権の原則的な時効期間は、次のいずれか早い方
 - ・ 債権者が権利を行使できることを知った時から五

時効期間	主な債権の種類
1年	飲食代金 動産のレンタル代金
2年	売掛金 給料
3年	建築工事の請負代金 自動車修理費
5年	家賃・地代 営業上の貸付
10年	民事債権（個人間の売買・借金）

- ・ 年
権利を行使できる時から一〇年（生命・身体の侵害による損害賠償請求権は二〇年）
- ② 債権又は所有権以外の財産権の原則的な時効期間は、権利を行使できる時から二〇年

そして、時効を過ぎてしまうことが考えられる場合や時効が成立してしまった場合は、次のような手順で債権回収を進めることとなります。

- ① 話し合い（電話やメール）による請求
- ② 内容証明その他の書面の送付
- ③ ①や②を弁護士の名前で行う。弁護士の名前で交渉等を行うことで、債務者の反応が変わることがあります。
- ④ 保全手続（仮差押え）
- ⑤ 裁判手続（少額訴訟、訴訟、支払督促等）
- ⑥ 強制執行手続 確定判決、和解調書、調停調書などは「債務名義」と呼ばれ、相手方が任意の支払に応じない場合、裁判所に強制執行を求める。代金の回収は、経営の上で最重要業務の一つです。しかし、前記の手順でどんなに回収の努力をしても売掛金、未収金などの回収不能は発生してしまうのが現実です。「弁護士に依頼すると回収費用が多額にかかってしまうし、時間もとられてしまう。どう考えても回収は無理

だ！」となった時にはどのようなようにすればよいのでしょうか？

この場合には貸倒損失として損金に計上します。

取引先に対する売掛金などの回収可能性については、取引先の経営状況などを分析しながら、まずは会社自らが総合的に判断することになります。回収可能性の十分な検討の結果、回収不可能な債権と判断されれば、会社経理上は貸倒れの経理処理も選択の対象となります。しかし現実的には、税法が定める貸倒れの要件を満たさなくては適用できません。

では、税法が定める貸倒れの要件とはどのようなになっているのでしょうか。

次の要件のうちいずれかに該当する必要があります。

1. 「法律上の貸倒れ」：法律上の債権の切り捨てがあった場合

① 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法等の規定による更生計画の認可の決定等があった場合。

② 会社法の規定による特別清

算にかかる認可・決定等があった場合。

③ 法令の規定による整理手続によらない債権者集会等の協議決定で合理的な基準により債権者の負債整理が定められた場合等。

法律上の金銭債権の貸倒れの場合は決定等の文書が発行されませんので、その文書に基づいて貸倒れ処理を行うこととなります。

2. 「書面による免除」：金銭債権の弁済を受けられない場合
債権者の債務超過の状態が当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合には、その弁済を受けることができない金額を書面によって免除するという形で債権放棄として損金計上することができま

す。
書面による債権放棄を行う場合には、その債権放棄が寄付金と認定されないために債権者の資産状況や支払能力がないという事実を確認する必要があるとす。債権者が法人であれば決算書を取り寄せるのも良いでしょう。この場合、資産の評価は時

価ベースが原則となります。また、書面により通知したことを証明するために、債権放棄の通知書を作成し内容証明郵便で郵送する手続をおすすめします。

3. 「事実上の貸倒れ」：全額回収できないことが明らかな場合

債権者の資産状況、支払能力からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合に、会社が貸倒損失として損金処理したときは、その損金が認められます。注意する点は、債権の額の「全額」を貸倒れ処理する必要がある点で、債権の一部だけの適用は認められません。全額回収不能となった場合、担保物があるとき（無価値な場合を除く）はその担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金処理することはできません。この場合、連帯保証等（保証能力が無い場合を除く）についても担保物とみなされることとなります。

4. 「形式上の貸倒れ」：取引停止後一年以上回収できないなどの場合
売掛金、受取手形などの売掛

債権について、売掛債権の額から備忘価額（一円）を控除した残額（例えば五〇万円の場合に四九万九、九九九円）を会社が貸倒損失として損金処理したときは、その損金が認められます。注意すべき点は、対象となる債権が、売掛金、受取手形などの売掛債権に限定されており貸付金などは対象とならない点です。

① 継続的取引関係にあった債権者につき、その債権者の資産状況等が悪化し取引停止に至った場合に、その取引を停止したときもしくは最後の弁済期、または最後の弁済の時のうちもっとも遅いとき以後一年以上を経過した場合。（注：担保のある場合を除きます。）特に支払期限の定めがない場合には、即時払いと考えられますので最後の納品日を起点として一年経過を判断することと考えられます。

② 同一地域の債権者に対する売掛債権の総額が、取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、債権者に支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき。

中小企業の経営者の健康リスク

大企業と違い中小企業では、経営者が経営はもちろん、従業員の労務管理や業務管理など一人何役も兼務していることも多く、また少子高齢化に伴う後継者不足が進む中で、もし経営者が病気や怪我など不測の事態が起こった場合には、事業継続も危ぶまれることとなります。

信金中央金庫が中小企業における経営者の健康リスクについての調査結果をまとめていますので、そこから中小企業経営者の「1週間あたりの時間」と「健康診断を受ける頻度」について見ていきます（有効回答数1万4,204社）。

1週間あたりの労働時間では、「40時間以上60時間未満」との回答が50.8%と半数を超えています。約4分の1を占める23.6%が「60時間以上80時間未満」で、さらに「80時間以上100時間未満」が5.5%

、「100時間以上」が2.0%となっています。また、経営者の年齢でみると、60歳代で28.3%、70歳代以上で20.6%が60時間以上の長時間労働と回答しており、事業承継を考える時期の経営者自身が過重労働に陥っているケースも多いようです。

単純比較はできませんが、労働者の場合、1週間の平均労働時間が60時間以上の長時間となると、脳や心臓の疾患や精神的な不調といった健康障害発生リスクが高まるとされており、（独）労働安全衛生総合研究所によると、過去1ヶ月間の週労働時間が61時間以上では、40時間以下に比べて心筋梗塞リスクが1.9倍になるとしています。

一方、健康診断の頻度は、「1年に1回以上」が84.1%と8割を超えており、経営者の年齢が高いほどその割合も高い傾向にあります。

定期的な健康診断も重要ですが、合わせて長時間労働の解消を図る努力も必要でしょう。

大掃除

今年も残すところあと2か月となりました。年末が近づくと気がかりなのが大掃除のことではないでしょうか。

新しい年をきれいに掃除された家や会社で気持ちよく迎えたいのは誰しも同じでしょうが、年末は社会全体が慌しく何かと忙しいものです。限られた時間で家中の大掃除をするのは大変ですし、今年は少し早めに大掃除を始めてみませんか？

まずは掃除する箇所をリストアップし、スケジュールと担当の割り当てを決めます。家族や社員それぞれの都合のいい日で1日1、2ヶ所ずつなら負担も軽く済みますし、天気が悪く予定していた大物の洗濯や外周りの掃除が難しければ、別の日の予定箇所と入れ替えて掃除することもできます。一度徹底的にきれいにすれば、あとはいつもの掃除できれいに保てるものです。余裕を持って年末年始を過ごすためにも、早目の大掃除をお勧めします。

紅葉狩り

秋が深まり昼夜の気温差が大きくなると、山の紅葉が美しく色づき始めます。日本は国土の約七割が森林であり、紅葉する樹木の種類も多く、各地で美しい紅葉を楽しむことができます。気の合う仲間や同僚とお近くの紅葉スポットへ、お出かけにしてみてください。早朝の時間帯であれば人も少なく、朝の澄んだ空気の中で色

づく紅葉は特に美しくお勧めです。また、観光地の紅葉スポットでは夜間のライトアップを行っている場所もあり、時間帯によってまったく違った美しさを味わうことができます。テレビのお天気コーナーや駅のポスターなど様々な媒体で紅葉情報を紹介しています。